

平成30年2月28日(木) 13:30～15:30 (受付:13:00～)

高知大学メディアセンター

「知っておくべき障害者差別解消法の考え方 -不当な差別的取扱い、合理的配慮、事
前的改善措置-」 岡山理科大学経営学部准教授 川島 聡 氏

【挨拶】

高知大学教育・国際担当理事の奥田一雄でございます。

本日は、障害に関する理解促進レクチャーシリーズ、第1回目となります講演会にお
越しいただきありがとうございます。今回のテーマは、「知っておくべき障害者差別解
消法の考え方 -不当な差別的取扱い、合理的配慮、事前的改善措置 -」でございます。

障害者差別解消法は、障害を理由とする差別的取扱いを禁止し、合理的配慮の不提供
を禁止した画期的な法律です。この障害者差別解消法が施行(H28年4月)されて3年
が経とうとしています。しかし、各省庁で障害者雇用率の水増しが行われてきた事実
や、旧優生保護法によって行われた強制不妊手術への対応の状況を見ると、障害者の
権利を保証し、障害者が社会へ参画するために解決されるべき問題は、現在なお、山
積しております。

高知大学では、障害者差別解消法施行以前に学生総合支援センターに障害学生支援
の専門部署を設置し、障害のある学生や難病・疾病等を理由に修学困難にある学生の
支援をしてきました。高等教育機関において一般的に広く見られる合理的配慮に加え、
国内の国立大学に先行して、障害や難病等を理由にやむを得ず欠席せざるを得ない学
生に代替課題を提供する合理的配慮や、入学試験を受けるかに関わらず、高知大学へ
の入学を検討している障害者から申し出があった場合は、提供できうる合理的配慮や
希望されるカリキュラム上において予測される困難をシミュレーションし、フィード
バックするなどの取り組みを始めています。しかし、障害者の教育における社会的参
画推進の取り組みはまだまだ精緻化、改善できるものと思われま。

そこで、本日は障害者差別解消法を作る側であった岡山理科大学の川島先生から、
同法の趣旨、障害を理由とする差別的取扱いや合理的配慮、そして事前的改善措置と
は何かについて、今一度しっかり学ぶ機会とさせていただきたいと思ひます。